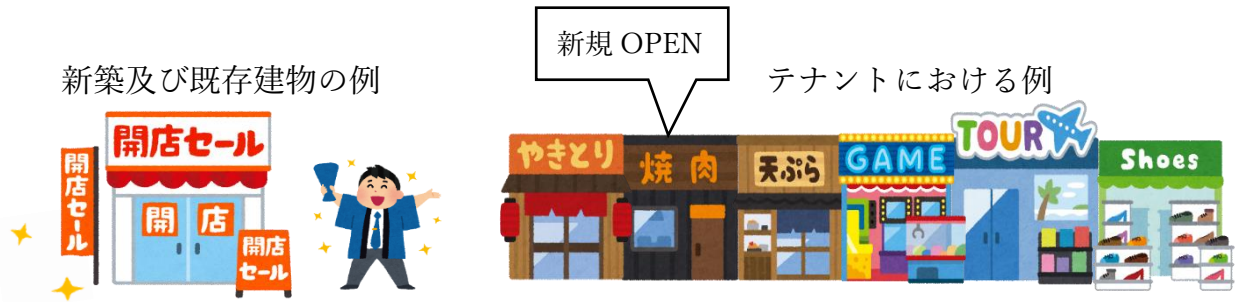


防火対象物使用開始届について

新築若しくは既存の建物を消防法上の用途（飲食店、物品販売店、宿泊施設、事務所など）でしようとする場合、富士五湖消防本部火災予防条例により「防火対象物使用開始届」を消防長または消防署長へ、使用を開始する7日前までに届け出るよう義務付けています。



防火対象物使用開始届により、建物を誰がどのような用途で使っているかを把握するとともに、消防法で定められて必要な消防用設備等が設置されているかなど防火上支障がないかを確認するためです。

また、消防用設備等のほか、収容人員の算定により**防火管理者を定めなければならない**場合があります。



建物を新築する場合は消防同意などの手続きが必要であることから、多くの場合は適切に防火対象物使用開始届などの届出がなされていますが、既存の建物で新たにテナントを入居させたりする場合に未届けとなっていることが多いです。

届出をしなかったら？

内装工事などが終わり営業等開始後に消防用設備の設置工事が必要になってしまうかもしれません。

特に自動火災報知設備が設置されている建物の場合、テナント内の間仕切りなどの状況により感知器の増設や移設が必要となる 경우가多く、法令に規定する技術基準に適合するような工事する必要があります。

また、工事内容によっては消防設備士などの専門の資格を持ったものに工事させなければなりませんし、工事に関する事前の届出（着工届、設置届）も必要になります。

消防法令に違反すると**行政指導**や**行政処分**を受けることになります。また、不特定多数の方が利用する建物で消防用設備等^(※1)の未設置の場合、**ホームページ**へ公表されることがあります。

(※1 スプリンクラー設備、屋内消火栓設備、自動火災報知設備)



テナント入居前や既存建物で新たに事業を開始する前に消防署へ事前相談を！

未届けにより、使用開始後の消防用設備設置工事であったり、未設置違反に伴う行政指導や行政処分を受けないためにも、事前に消防署へ相談するようにしてください。

事前相談の際には、建物の平面図またテナントの場合には平面図や間取り図などをご用意していただくと、より具体的な相談が可能となります。

また、スムーズな対応を行うため、あらかじめ消防署へ連絡をし事前相談の日程調整をしていただくことをお勧めします。

事前相談をしてもらうことにより、「どのような届出が必要になるのか？」「どのような消防用設備が必要なのか？」などを把握することができますとともに、法令を遵守して開業することができます。

お願い！

建物所有者の方は、入居される関係者に「防火対象物使用開始届」などの届出や必要な消防用設備の工事が計画されているかを確認してください。

消防用設備の設置・維持管理違反に関する責任は、最終的には建物所有者となる可能性があります。

万が一、火災が発生し死傷者が出るような事態が生じた場合には、重大な責任を負うこととなりかねません。

テナント関係者や管理会社に任せにせず、建物所有者がしっかりと把握、管理できるようにしてください。

防火対象物使用開始届の際には、この様式に

付近見取図

建物配置図

各階平面図（部分使用開始の場合は、該当区画の詳細平面図）

その他、火災予防上必要となる図書を添付し、2部消防署へ届けてください。

防火対象物使用開始届の様式データ（PDF・WORD）です。

[・ 防火対象物使用開始届出書](#)



[・ 防火対象物棟別概要追加書類](#)



お問い合わせ先

富士吉田消防署 予防係 0555-23-0119
(富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村)

河口湖消防署 予防係 0555-72-0119
(富士河口湖町、鳴沢村)